

常任委員会報告

総務財務委員会

2月定例会付託議案審査

議第40号 三原市職員退職手当基金条例の廃止について

三原市職員退職手当基金は、団塊世代の職員的大量退職に伴う退職手当の原資として活用していたが、今後の退職者数は一定程度の水準で安定する傾向が見込め、平成24年度において基金全額を一般会計に繰り入れを行うことで、所期の目的が達成するため基金条例を廃止する。

考えられ、市町総合事務組合で必要な部分の対応ができることから廃止をする。

議第41号 三原市地域活性化基金条例の廃止について

三原市地域活性化基金は、22年度に設置し、23年度及び24年度で障害者対策・雇用対策事業において基金全額を執行し、所期の目的が達成するため基金条例を廃止する。

過去の経過では、基金に積み翌年に事業をしており、基金を残すべきではない。

議第42号 三原市財産区特別会計条例等の一部改正について

三原市本郷町南方財産区が保有する財産を運用し、収益することができないことから、財産区管理会の同意のもと、24年度末をもって全ての財産を本市へ帰属させ消滅するため、関係する3条例の一部を改正する。

採決の結果、全員一致、提案理由を了とし、原案どおり可決した。



地域活性化基金を活用し作成されたデジター図書

福祉文教委員会

2月定例会付託議案の審議

議第43号 三原市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について

障害者自立支援法の一部改正に伴い、その法律名が変更されることから、本市条例の引用条項を整理する。

議第44号 三原市新型インフルエンザ等対策本部条例制定について

新型インフルエンザ等特別措置法が平成24年5月に公布されたことに伴い、本市の対策本部の設置に関し必要な事項を定め、新たに条例を制定する。

動計画が策定され、6月にはガイドラインが示される予定である。現在、本市にはすでに「三原市新型インフルエンザ対策行動計画」と「三原市新型インフルエンザ業務継続計画」があるため、このガイドラインとの整合性をはかりながら、それぞれ見直しをしていく。

議第45号 和解をし、損害賠償の額を定めることについて

元小学校教諭が当時勤務していた小学校の女子児童に対する強制わいせつ等の罪で平成20年に逮捕され、懲役30年が確定している刑事事件を受け、その被害者から損害賠償等を求められた民事裁判において、相手方と



和解をし、その損害賠償の額を定める。

（主な質疑の内容）

問 訴えられたのが元小学校教諭、広島県及び三原市の3者であるのに、なぜ和解については本市とだけなのか。

答 国家賠償法の1条の趣旨からも、過去の判例に照らしても、服務監督者である本市が賠償責任を負うこととなる。

問 損害賠償金の金額の決定方法は。

答 3年間の弁論準備手続きを経て、過去の類似の裁判や示談の事案、あるいは本件の状況等を勘案し、顧問弁護士と相談のうえ金額を決定し、この度の和解案として提示するに至った。

問 今後の対応は。

答 今回の問題については大変重大なことで受け止めており、こうした悲惨な事件を二度と起こさない、という強い決意で望んでいるところである。

採決の結果、全員一致、提案理由を了とし、原案どおり可決した。

2月定例会付託議案審査

議第46号「三原市コミュニティホーム設置及び管理条例等の一部改正について」

合併調整方針に基づき、コミュニティホーム、地域多目的集会所などの各地域にある市が所有している集会施設の管理運営の統一化を図るため、当該各施設にかかる「設置及び管理条例」の一部改正、又は廃止をするもの。

条例の概要は、総数121施設のうち、平成24年9月議会及び12月議会において議決し、地元住民組織に譲渡移管した23施設を除き、地域拠点として市が引き続き維持管理する34施設、老朽等により閉鎖する9施設及び25年4月以降、地元住民組織に譲渡移管する55施設に整理するもの。

問 これまで、市長が進めてきた協働のまちづくりの考え方からすると、集会施設を地元に移管す

ることは逆行するのではないか。基本的な考え方についてはどのように考えているのか。

答 施設の管理統一化事業の一環であるが、これは、地元移管だけをしていいるのではなく、121ある施設のうち、34施設は地元の拠点施設として残し、それらを充実させ、さらに協働のまちづくりを推進させるという目的がある。

地域の集会施設と同様のものは、地元の希望を確認して移管、または希望がないものについて

は、廃止・閉鎖ということになる。そういう中で、拠点施設を充実するというところで、協働のまちづくりは図れるものと思っている。

採決の結果、全員一致、提案理由を了とし、原案どおり可決した。



新たにコミュニティホームとされた施設

2月定例会付託議案審査

議第47号「三原市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例制定について」

議第47号は、地域主権改革一括法による「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の一部改正に伴い、特定道路の新設又は改築を行う場合の構造に関する技術的基準として、歩道や立体横断施設、道路区域内の障害者用駐車施設等の構造基準が、条例に委任されたため、新たに条例で定めるもの。

問 制定する条例の主旨は。

答 この条例は、高齢者、障害者等が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、特定道路の環境を整備していくことが目的である。

設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例制定について」

議第49号は、議第47号と同じく地域主権改革一括法の施行により水道法の一部が改正されたことに伴い、これまで水道法施行令で定められていた水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準について、新たに条例を定めるもの。

問 水道布設工事監督者及び水道技術管理者の配置は。

答 本市水道事業が発注する工事について、工事が衛生的に、また技術的に適正に施工されているかを、資格を持つ職員が監督するものである。

議第49号「三原市水道事業等の布設工事監督者が監督業務を行う水道の布

問 市道認定して維持管理していくことの必要性は。

答 認定を行う市道には、本市の水道施設である本谷配水池が接しており、新設された県道からは、この配水池への出入りが困難である。また、県道改良工事に伴って移管を受けた旧県道は、地域住民の生活に密着した、生活基盤施設としての役割を果たしているため、市道に認定し、適切に維持管理を行うものである。

採決の結果、全員一致、提案理由を了とし、原案どおり可決した。



市道本郷町 451 号線